

した、即ち月給貳拾五圓以下は差押ふことが出来ない既に明治三十三年に生活権の保證と謂ふことが出来てゐる、それから農業の在りからと非常時であるとの三個の理由から本案を昨年の議會に出したか貴族院で通り潰しとなつたので、本年の議會で、一ヶ年を次の收穫期迄と改めて出したか結局三ヶ月差押不可能となつて本年五月一日より法律として施行されることとなつた、もとより不漸ではあるかなきに勝るのである。一ヶ月分の標準は平均して二斗二升五合（最高四斗、最低九升の判例がある）となつてゐる、昨年五萬二千件の差押があつた、之れを計算すれば約百匹指馬圓の金が小作人の腰に浮いたことになるのである。本法案を始めて出したのは貧乏人より農民組合よりである、政友や民政黨から出たのではない。全農民組合の十萬人請願署名運動に依り成功したのである。百姓が全國的運

拂の刀に依つて堂々と押して行つて一つ一つ改替して行くのである。  
それから小作法の制定であるが現在地主小作人の關係は民法に依るの外ないか、其の關係は貸借と水小作の中間にある實行小作である、此の權利の法律化する必要として小作法の制定を要求してゐるのである。

昨年之の議會より漸やく提出することが出来た、先般東京で全國小作實會議が開かれた時小作問題の發生に對しては小作法の根本法制定の外解決の道なしと彼等専門家が申してゐる。これも百姓の團結の刀に依り本質の心からの叫びを擧げて議會に反映して始めて出来るのである。百姓生活安定の爲全國的に手を握り合つて着々とやつて行けば農村振興が出来る、相互の手に依り農民組合の刀に依り安心して暮せる様にして行かう。